毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

号 外

目

次

#### 規 則

- ○富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定 める規則
- ○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ○富山県旅館業法施行規則等の一部を改正する規則

4

1

# 

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第41号

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例(令和5年富山県条例第34号)の施行期日は、令和5年12月13日とする。

(生活衛生課)

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第42号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則 富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(平成22年富山県規則第35号)の一部 を次のように改正する。

第2条及び第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条中「別表第2に掲げる都府県の知事が行う試験に合格し、当該都府県知事の免許を受けている者であって、知事が適当と認めるもの」を「都道府県知事(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の市長を含む。以下「都道府県知事等」という。)が行うふぐの取扱いに係る試験のうち、条例第12条に規定するふぐ処理師試験(以下「ふぐ処理師試験」という。)と同等の試験であると知事が認めたもの(次条第3項第1号において「同等の試験」という。)に合格した者であって、当該都道府県知事等のふぐの取扱いに係る免許を受けているもの」に改める。

第5条第3項第1号中「同条に規定する」を「同等の」に、「当該都府県知事」 を「当該都道府県知事等」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「条例第12条に規定する」及び「(以下「ふぐ処理 師試験」という。)」を削る。

第16条第4項を削り、同条第5項中「提示しなければならない」を「提示するものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第24条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として 次の1号を加える。

(1) ふぐ処理営業の譲渡による承継の場合 認証書及びふぐ処理営業の譲渡が行われたことを証する書類

第24条に次の1項を加える。

3 法人が条例第23条第2項の規定による届出を行う場合(ふぐ処理営業の譲渡による承継の場合に限る。)にあっては、第1項の届出書の提出に併せて、登記事項証明書を提示するものとする。

附則第2項中「同条に規定する」を「同等の」に、「当該都府県知事」を「当該 都道府県知事等」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

様式第1号備考(1)を次のように改める。

(1) ふぐ処理師試験合格証(富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則第

とする。

4条に規定する者にあっては、都道府県知事等が行う試験に合格したこ とを証する書類及び当該都道府県知事等から交付された免許証)の写し 様式第11号備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同 様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5

	様式第18号中「		相続	•	合併	•	分割		を	
Γ	譲渡 • 柞	目続・	合併	•	分割		に、			
Γ	相続開始、合併	又は分害	りの年月	日			年	月	日	
を										
Γ	譲渡、相続開始 年月日	、合併ス	スは分割	の			年	月	日	

に改め、同様式備考1(3)を同様式備考1(4)とし、同様式備考1(2)を同様式備考1(3) とし、同様式備考1(1)の次に次のように加える。

- (2) 譲渡の場合 ふぐ処理営業の譲渡が行われたことを証する書類 様式第18号備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。
  - 2 届出者が法人である場合(譲渡の場合に限る。)にあっては、登記事項 証明書を提示すること。

様式第19号中 魚介類販売業・魚介類競り売り営業 を

魚介類販売業 ・ 魚介類競り売り営業

• 水產製品製造業

に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に富山県ふぐの取扱いに関する条例(平成22年富山県条例 第18号)第2条第2号に規定するふぐ処理営業を譲り受けた者に係るこの規則に よる改正前の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の規定の適用については、 なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県旅館業法施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第43号

富山県旅館業法施行規則等の一部を改正する規則

(富山県旅館業法施行規則の一部改正)

第1条 富山県旅館業法施行規則(昭和33年富山県規則第22号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項第1号中「次に掲げる書類。」を「次に掲げる書類」に改め、同号ただし書を削り、同号ウ中「市町村」の次に「(特別区を含む。)」を加え、同号ケを削り、同項第2号中「次に掲げる書類。」を「次に掲げる書類」に改め、同号ただし書を削り、同号ア中「市町村」の次に「(特別区を含む。)」を加え、同号オを削る。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項第3号中「市町村」の次に「(特別区を含む。)」を加え、同項を第4項とし、同条第1項中「営業者」を「法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」

という。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業の譲渡による営業承継承認申請書(様式第1号の3)とし、厚生センター所長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 旅館業の譲渡を証する書類
  - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (3) 譲受人が法人の場合にあつては、法人の役員名簿(住所、氏名、ふりがな、 生年月日及び性別を記載したもの)
  - (4) 譲受人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書(譲受人が法人の場合にあつては、法人の役員の証明書)
  - (5) 前条第2項第2号イに掲げる書類
  - (6) 譲受人が法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(譲受人が法人の場合にあつては、同項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面)

第5条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

様式第1号備考1(1)中「(営業の譲渡の場合であつて、カ及びキに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式備考1(1)ケを削り、同様式備考1(2)中「(営業の譲渡の場合であつて、(1)カ及びキに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式備考1(2)オ及び同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第1号の2の次に次の1様式を加える。

### 様式第1号の3 (第3条関係)

旅館業の譲渡による営業承継承認申請書

年 月 日

)

)

厚生センター所長 殿 富山県

> 住所 譲受人 氏名

> > (電話番号

年 月 日生

性別 男 ・ 女

住所

譲渡人 氏名

(電話番号

法人にあつては、その名称、事 務所所在地及び代表者の氏名

旅館業法第3条の2第1項の規定により、譲渡による旅館業の営業者の地位 の承継に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

譲渡の予定年月日				年	月	日					
営業施設	所在地										
呂未旭臤	名称										
営業の種別				旅食	首・ホ	テル	簡易宿	所	下宿		
許可年月日				年	月	日	許可番号	第		Ę	<u>1.</u> 7
		1		こつて	必要な	認知	り、旅館業 、判断及で い者			有・	無
		2	破産手	続開	始の決	定を	受けて復格	を得た	い者	有・	無
			は同法 処せら	たに基っれ、 さがな	づく奴 その朝 くなつ	L分に 対行を	れ、又はf 違反して言 終わり、フ から起算し	『金以】 ては執行	下の刑に 庁を受け	有·	無
譲受人の欠格	事項該		旅館業	法第8	3条の	規定に	より許可る	を取り消	当され、		

当の有無(1から5までについては、法人の業務を行う役員	_	取消しの日から起算して3年を経過していない 者	有	• 無
を含む。)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	有	• 無
	h	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない 未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人 である場合においては、その役員を含む。)が 1から5までのいずれかに該当するもの	有	• 無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有	• 無
全する必要がある施	す	館業法第3条第3項に規定 る施設(該当する場合は、 称及びその敷地までの距離) m		• 無

#### 備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 譲受人が法人の場合にあつては、法人の役員名簿(住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの)
- (4) 譲受人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書(譲受人が法人の場合にあっては、法人の役員の証明書)
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項 証明書
- (6) 譲受人が旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(譲受人が法人の場合にあつては、同項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面)

様式第2号及び様式第2号の2中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」 に改める。

様式第3号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。 (富山県理容師法施行規則の一部改正)

第2条 富山県理容師法施行規則(昭和34年富山県規則第50号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第 3項の次に次の1項を加える。

4 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による理容所の開設者の地位の承継の 届出は、譲渡による理容所開設者地位承継届出書(様式第5号の2)により、 その理容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

様式第3号備考1中「(営業の譲渡の場合であつて、(1)から(3)までに掲げる書 類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略すること ができる。)」を削り、同様式備考1(5)及び同様式備考3を削る。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

#### 様式第5号の2 (第4条関係)

譲渡による理容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

)

(電話番号

(法人にあつては、その名称、主) たる事務所の所在地及び代表者 の氏名

理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	氏名(法人にあつ						
	ては、その名称及						
営業を譲渡し	び代表者の氏名)						
た者	住所(法人にあつ						
	ては、主たる事務						
	所の所在地)						
譲渡年月日			年	,	月日		
理容所	名称						
	所在地						
確認年月日		年	月	日	確認番号	第	号

備考次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに 限る。)

(富山県美容師法施行規則の一部改正)

第3条 富山県美容師法施行規則(昭和34年富山県規則第51号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第 3項の次に次の1項を加える。

4 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は、譲渡による美容所開設者地位承継届出書(様式第5号の2)により、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

様式第3号備考1中「(営業の譲渡の場合であつて、(1)から(3)までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式備考1(5)及び同様式備考3を削る。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

# 様式第5号の2 (第4条関係)

譲渡による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

)

(電話番号

法人にあつては、その名称、主 たる事務所の所在地及び代表者

美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	氏名(法人にあつ						
	ては、その名称及						
営業を譲渡し	び代表者の氏名)						
た者	住所(法人にあつ						
	ては、主たる事務						
	所の所在地)						
譲渡年月日			年	,	月日		
美容所	名称						
	所在地						
確認年月日		年	月	日	確認番号	第	号

備考次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに 限る。)

(富山県クリーニング業法施行規則の一部改正)

第4条 富山県クリーニング業法施行規則(昭和26年富山県規則第24号)の一部を 次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 省令第2条の2第1項に規定する届出書 譲渡によるクリーニング所 (無店舗取次店) 営業者地位承継届出書 (様式第3号の2)

様式第1号備考を削る。

様式第2号備考を削る。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

#### 様式第3号の2 (第2条関係)

譲渡によるクリーニング所(無店舗取次店)

営業者地位承継届出書

年 月 日

富山県

厚生センター所長 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

(電話番号

)

法人にあつては、その名称、主 たる事務所の所在地及び代表者

クリーニング所 (無店舗取次店) の営業者の地位を譲渡により承継したので、 クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	けん (汁し)マナ つ							
	氏名(法人にあつ							
	ては、その名称及							
営業を譲渡し	び代表者の氏名)							
た者	住所(法人にあつ							
	ては、主たる事務							
	所の所在地)							
譲渡年月日			年	,	月日			
_	名称							
クリーニング 所	所在地							
	確認年月日	年	月	日	確認番号	第	-	号
	名称							
無店舗取次店	車両の保管場所							
	届出年月日	年	月	日	自動車登録 番号又は車 両番号	第	-	号

備考 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

(富山県公衆浴場法施行規則の一部改正)

14

第5条 富山県公衆浴場法施行規則(昭和23年富山県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書及び同項第7号を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(譲渡による営業承継の届出)

- 第7条の2 省令第1条の2第1項に規定する届書は、譲渡による公衆浴場営業 承継届書(様式第1号の2)とする。
- 2 前項の届書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類並びに譲渡により 公衆浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項 証明書を添付するものとする。

第11条第1項中「営業者」を「浴場業を営む者(以下「営業者」という。)」に改める。

様式第1号備考2中「(営業の譲渡の場合であつて、(2)及び(3)に掲げる書類並びに「営業施設の構造設備等の概要」に係る書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式備考2(8)及び同様式備考3を削る。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

# 様式第1号の2 (第7条の2関係)

譲渡による公衆浴場営業承継届書

年 月 日

厚生センター所長 殿 富山県

住所

届出者

氏名

年 月 日生

(電話番号

法人にあつては、その名称、事 務所所在地及び代表者の氏名

公衆浴場の開設者の地位を譲渡により承継したので、公衆浴場法第2条の2 第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	氏名(法人にあつ						
	ては、その名称及						
営業を譲渡し	び代表者の氏名)						
た者	住所(法人にあつ						
	ては、事務所所在						
	地)						
譲渡年月日			年	J	月 日		
公衆浴場	名称						
	所在地						
許可年月日		年	月	日	許可番号	第	号

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し及 び登記事項証明書

(富山県興行場法施行規則の一部改正)

16

第6条 富山県興行場法施行規則(昭和59年富山県規則第41号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項ただし書及び同項第5号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(譲渡による営業承継の届出)

- 第2条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の 届出をしようとする者は、譲渡による興行場営業承継届出書(様式第1号の2) を厚生センター所長に提出するものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人(地方公共団体を除く。)の場合にあつては、届出者の定款 又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

第3条第1項中「営業者」を「法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)」に改める。

第5条第1項第1号中「前2条」を「前3条」に改める。

様式第1号備考1中「(営業の譲渡の場合であつて、(2)に掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式備考1(5)及び同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

# 様式第1号の2 (第2条の2関係)

譲渡による興行場営業承継届出書

年 月 日

厚生センター所長 殿 富山県

住所

届出者

氏名

年 月 日生

)

(電話番号

法人にあつては、その名称、事

務所所在地及び代表者の氏名

興行場の営業者の地位を譲渡により承継したので、興行場法第2条の2第2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

	氏名(法人にあつ						
	ては、その名称及						
営業を譲渡し	び代表者の氏名)						
た者	住所(法人にあつ						
	ては、事務所所在						
	地)						
譲渡年月日			年	,	月 日		
興行場	所在地						
兴门伽	名称						
許可年月日		年	月	日	許可番号	第	号

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人(地方公共団体を除く。)の場合にあつては、届出者の 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

(富山県食品衛生法施行規則の一部改正)

第7条 富山県食品衛生法施行規則(平成12年富山県規則第32号)の一部を次のよ うに改正する。

第8条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同 条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第67条の2に規定する届出書

様式第1号中「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の 審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

(富山県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第8条 富山県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成4 年富山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

Γ 「譲渡 相続 相続 によりに、「相続、合併」を「譲渡、 様式第5号中 合併により を 合併 分割 分割 

相続、合併」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)